

食安輸発第0822003号  
平成18年 8 月 2 2 日

各検査所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年8月22日付け食安輸発第0822001号）にて通知したところですが、

また、中国産鰻及びその加工品のエンドスルファンに係る検査については、平成18年7月18日付け事務連絡により対応してきたところですが、今般、再度中国産鰻から基準値を超えるエンドスルファンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
中国産鰻（広東省及び上海市の養殖場で養殖された鰻に限る。）
2. 検査の項目  
エンドスルファン
3. 検査の頻度  
輸入届出ごとの全ロットについて輸入者に対し製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の4によること。
5. 検査の方法  
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」及び平成18年8月8日付け食安発第0808002号「畜水産食品に残留する農薬エンドスルファンの試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
基準値（0.004ppm）を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
7. 備考  
基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。